

## 在宅・地域の子育て支援についてのQ & A

Q 家で育児をしています。  
フルタイムの共働き家庭でなければ  
新制度の支援を受けられないのですか？

A 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。▶09ページ参照  
また、パートタイムなどの働き方の世帯でも、保育所などでの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。▶13ページ参照



Q 一時預かりを利用するためには、  
認定など、特別な要件が必要となるのでしょうか。

A 一時預かりを利用するための特別な要件はありません。保護者の冠婚葬祭・病気、美容院等の急な用事など、子育て家庭の様々なニーズに合わせてご利用することができます。利用料金や利用時間などの詳細は、ご利用される施設にご確認ください。▶09ページ参照

## 放課後児童クラブについてのQ & A

Q 「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、  
どうなるのですか？

A 放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めることとしています。放課後児童クラブの改善にも消費税財源を活用し、量の拡充と質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。▶08ページ参照



Q 「放課後児童クラブ」にも多くの待機児童がありますが、  
新制度で解消されますか？

A 就学前に保育を利用していた子どもが、就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるようにすることは重要な課題です。新制度では、放課後児童クラブについても市町村の「事業計画」に基づき整備を進めていくこととしています。なお、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに、平成26年度からは、開所時間の延長を行う放課後児童クラブを支援する取組みを開始しています。▶08ページ参照



## 保育の必要性などの認定についてのQ & A

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。具体的な手続きについては、お住まいの市町村におたずねください。▶11ページ参照

Q 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。  
どのような認定を受ければよいのですか？

A 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市町村が認定を維持するか、または変更するかを決めていくことが想定されます。具体的には手続きの際にお住まいの市町村におたずねください。

Q 認定の有効期間は何年ですか。  
有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか。  
また、現況の報告等は毎年必要なのでしょうか。

A 教育標準時間認定の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。▶14ページ参照

Q 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか。  
また、保育料はどうなりますか？

A 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行うので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、満3歳になった年度中の保育料は、3号の保育料のままとなり翌年度から2号の保育料となります。なお、認定こども園の園児が満3歳になったときは、教育標準時間の利用に一時預かりを組み合わせることもできます。その場合は、1号認定に変更する手続きをしてください。小規模保育や家庭的保育の卒園後に、認定こども園（教育標準時間）や幼稚園に入園して一時預かりを利用する場合も同様です。変更後は、1号の保育料と一時預かりの利用料を負担していただくことになります。

Q 保育所（認定こども園、地域型保育）は、  
保育の必要性の高い人から決まるのでしょうか。

A 保育の利用調整が必要な場合の「優先利用」の事由は国から例示していますが、具体的な利用調整の方法は市町村が定めます。利用希望者数が受け入れ枠を上回った場合、市町村が定めた優先事由に則り利用調整がされ、利用決定がされることとなります。（詳細は、お住まいの市町村におたずねください。）▶11ページ参照